

教学第 2379 号  
平成 24 年 12 月 28 日

関係県立学校長 様  
各市町教育委員会学校給食主管課長

静岡県教育員会学校教育課長

学校給食における食物アレルギー等を有する児童生徒等への対応等  
について

このことについて、別添写しのとおり文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課から通知がありました。

については、食物アレルギー等を有する児童生徒等への対応や衛生管理の徹底及び食中毒の発生防止に努め、特に、下記について留意願います。

なお、各市町教育委員会においては、貴管内の幼稚園、小中学校（含む中等部）及び学校給食共同調理場に周知願います。

おって、県内ではノロウイルスによる食中毒が続発し、また、感染性胃腸炎患者も増加しており、ノロウイルス食中毒が発生しやすい状況にあるため 12 月 17 日にノロウイルス食中毒注意報（有効期間 平成 24 年 12 月 17 日から平成 25 年 1 月 16 日までの 1 か月間）が発表されたことを併せて申し添えます。

記

1 食物アレルギー等を有する児童生徒への対応等について

校内において校長、学級担任、養護教諭、栄養教諭、学校医等による指導体制を整備し、保護者や主治医との連携を図りつつ、可能な限り、個々の児童生徒等の状況に応じた対応に努める。

2 衛生管理の徹底及び食中毒の発生防止について

- (1) 学校給食従事者の健康管理及び毎日の健康状態の把握と記録
- (2) 手洗いの徹底と調理過程における温度管理
- (3) 調理場にノロウイルスを原因とする感染性疾患による症状と診断された学校給食従事者が出た場合の適切な処置

(参考)

「ノロウイルス食中毒注意報の発表」

<http://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/24kikikanrizyouhou/241218norouirususyokutyudokutyuuhou.html>

担 当 健康・安全班健康給食担当  
電話番号 054-221-3173